

広島県教育委員会教育長告示第四号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条の規定によって、技能教育のための施設における連携科目等を次のように指定を解除した。

令和五年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

1 名称 広島舟入商業高等専修学校

2 所在地 広島市中区舟入中町八番二二号

二 連携科目等の指定の解除

指定を解除する連携科目	指定を解除する連携科目に対応する高等学校の科目
ビジネス実務	ビジネス実務
ビジネス情報	ビジネス情報